

水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表常澄保育所の項及び内原保育所の項を削る。

第3条第2項中「乳児及び幼児の保育に関すること」を「次の各号に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 乳児及び幼児の保育に関すること。
- (2) 地域の子育て支援に関すること。

別表教育企画課の部総務係の項第4号及び第5号中「幼稚園」の次に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同表学校管理課の部学事係の項第7号中「（幼稚園を除く。）」を削り、同表幼児教育課の部施設給付係の項を次のように改める。

施設給付係	1 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関すること。 2 家庭的保育事業等の認可等に関すること。 3 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関すること。 4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関すること。 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関すること。 6 特定教育・保育施設の施設型給付及び地域型保育給付に関すること。 7 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の助成に関すること。
-------	---

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）																												
<p>(部, 課, 室, 係及び出先機関の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="224 547 1050 742"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>常澄保育所</td> <td>水戸市大串町789番地の2</td> </tr> <tr> <td>内原保育所</td> <td>水戸市内原町720番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(課, 室, 係及び出先機関の事務分掌)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 保育所の事務分掌は, 乳児及び幼児の保育に関することとする。 (新設) (新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="224 1163 1072 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課 室</th> <th rowspan="2">係</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画課</td> <td>総務係</td> <td>1 から3まで (略) 4 事務局及び学校 (小学校, 中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。), 幼稚園その他の教育機関の職員 (県費</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	常澄保育所	水戸市大串町789番地の2	内原保育所	水戸市内原町720番地の1	課 室	係	事務分掌	教育企画課	総務係	1 から3まで (略) 4 事務局及び学校 (小学校, 中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。), 幼稚園その他の教育機関の職員 (県費	<p>(部, 課, 室, 係及び出先機関の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1164 547 1991 742"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>(課, 室, 係及び出先機関の事務分掌)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 保育所の事務分掌は, 次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 乳児及び幼児の保育に関すること。 (2) 地域の子育て支援に関すること。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1164 1163 2013 1386"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課 室</th> <th rowspan="2">係</th> <th rowspan="2">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画課</td> <td>総務係</td> <td>1 から3まで (略) 4 事務局及び学校 (小学校, 中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。), 幼稚園, 幼保連携型認定こども園その</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	(削除)		(削除)		課 室	係	事務分掌	教育企画課	総務係	1 から3まで (略) 4 事務局及び学校 (小学校, 中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。), 幼稚園, 幼保連携型認定こども園その
名称	位置																												
(略)	(略)																												
常澄保育所	水戸市大串町789番地の2																												
内原保育所	水戸市内原町720番地の1																												
課 室	係	事務分掌																											
			教育企画課	総務係	1 から3まで (略) 4 事務局及び学校 (小学校, 中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。), 幼稚園その他の教育機関の職員 (県費																								
名称	位置																												
(略)	(略)																												
(削除)																													
(削除)																													
課 室	係	事務分掌																											
			教育企画課	総務係	1 から3まで (略) 4 事務局及び学校 (小学校, 中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。), 幼稚園, 幼保連携型認定こども園その																								

		負担教職員を除く。次号において同じ。)の人事, 身分, 服務, 研修及び福利厚生に関する事。
		5 事務局及び学校, 幼稚園その他の教育機関の職員の給与に関する事。
		6 から 9 まで (略)
(略)		
学校管理課	(略)	
	学事係	1 から 6 まで (略) 7 私学 (幼稚園を除く。) の振興に関する事。 8 (略)
(略)		
幼児教育課	(略)	
	施設給付係	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する事。 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する事。 3 私学 (幼稚園に限る。) 振興に関する事。 4 就園の奨励及び援助に関する事。 5 教育・保育施設の施設型給付及び地域型保育給付に関する事。 6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の助成に関する事。
(略)		

		他の教育機関の職員 (県費負担教職員を除く。次号において同じ。)の人事, 身分, 服務, 研修及び福利厚生に関する事。
		5 事務局及び学校, 幼稚園, 幼保連携型認定こども園その他の教育機関の職員の給与に関する事。
		6 から 9 まで (略)
(略)		
学校管理課	(略)	
	学事係	1 から 6 まで (略) 7 私学の振興に関する事。 8 (略)
(略)		
幼児教育課	(略)	
	施設給付係	1 保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事。 2 家庭的保育事業等の認可等に関する事。 3 認定こども園 (幼保連携型認定こども園を除く。) の認定に関する事。 4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する事。 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準に関する事。 6 特定教育・保育施設の施設型給付及び地域型保育給付に関する事。 7 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の助成に関する事
(略)		

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会事務決裁規程（昭和 52 年水戸市教育委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育企画課の部中「幼稚園」の次に「，幼保連携型認定こども園」を加え，同表学校管理課の部中「（幼稚園を除く。以下この部において同じ。）」を削り，同表幼児教育課の部中

「

(3) 家庭的保育者及び家庭的保育補助者の登録	○			
(4) 家庭的保育事業に係る研修に関する事務処理		○		
(5) 家庭的保育者に対する指導及び援助		○		
(6) 民間保育所に対する指導及び援助		○		
(7) 保育所認可申請書の受理及び進達		○		

」を

「

(3) 家庭的保育事業に係る研修に関する事務処理		○		
(4) 家庭的保育事業者等に対する指導及び援助		○		
(5) 民間保育所に対する指導及び援助		○		

」に改め，

「

11 私学（幼稚園に限る。以下この部において同じ。） 振興に関する事項				
(1) 私学助成に関する事務処理		○		
12 就園の奨励及び援助に関する事項				
(1) 就園及び就園奨励に関する事務処理		○		

」を削り，「13 施

設型給付費」を「11 施設型給付費」に，「14 特定教育・保育施設」を「12 特定教育・保育施設」に改め，同表放課後児童課の部を次のように改める。

放課後児童課	1 放課後児童健全育成事業の企画及び推進に関する事項				
--------	----------------------------	--	--	--	--

(1) 放課後児童健全育成事業に関する総合調整	重要なもの	軽易なもの		
2 開放学級に関する事項				
(1) 開放学級の運営に関する事務処理		重要なもの	軽易なもの	
(2) 施設の整備及び管理に関する事務処理		○		
(3) 開放学級の入級に関する事務処理		○		
(4) 保護者負担金に関する事務処理	重要なもの	軽易なもの		
3 民間学童クラブに関する事項				
(1) 民間学童クラブの運営状況等に関する報告の聴取及び検査	○			
(2) 民間学童クラブの実施、変更、廃止及び休止に係る届出に関する事務処理		○		
4 放課後子ども教室に関する事項				
(1) 放課後子ども教室の運営に関する事務処理		○		

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行						改正（案）							
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）							
課	事項	専決者			備考		課	事項	専決者			備考	
		部長	課長	課長補佐等					部長	課長	課長補佐等		
教育企画課	4（略）					教育企画課	4（略）						
	(1) 事務局並びに学校(小学校, 中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。), 幼稚園その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生	○					(1) 事務局並びに学校(小学校, 中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。), 幼稚園, 幼保連携型認定こども園その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生	○					
(略)						(略)							
学校管理課	8 私学(幼稚園を除く。以下この部において同じ。)振興に関する事項	(略)				学校管理課	8 私学振興に関する事項	(略)					
(略)						(略)							
幼児教育課	(略)	(略)				幼児教育課	(略)	(略)					
	6（略）						6（略）						
	(3) 家庭的保育者及び家庭的保育補助者の登録		○				(削除)						
	(4) 家庭的保育事業に係る研修に関する事務処理		○				(3) 家庭的保育事業に係る研修に関する事務処理		○				
	(5) 家庭的保育者に対する指導及び援助		○				(4) 家庭的保育事業者等に対する指導及び援助		○				
(6) 民間保育所に対する指導		○			(5) 民間保育所に対する指導		○						

	及び援助				
	(7) 保育所認可申請書の受理及び進達		○		
	(略)				
	11 私学（幼稚園に限る。以下この部において同じ。）振興に関する事項				
	(1) 私学助成に関する事務処理		○		
	12 就園の奨励及び援助に関する事項				
	(1) 就園及び就園奨励に関する事務処理		○		
	13 施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に関する事項	(略)			
	(略)				
	14 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の助成に関する事項	(略)			
	(略)				
(略)	(略)				
放課後児童課	1 開放学級に関する事項				
	(1) 開放学級の運営に関する事務処理	重要なもの	軽易なもの		
	2 放課後子ども教室に関する事項				
	(1) 放課後子ども教室の運営に関する事務処理		○		
	3 民間学童クラブの運営基準の確認に関する事項				
(1) 民間学童クラブの運営状況等に関する報告の聴取及	○				

	及び援助				
	(削除)				
	(略)				
	(削除)				
	(削除)				
	11 施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に関する事項	(略)			
	(略)				
	12 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の助成に関する事項	(略)			
	(略)				
(略)	(略)				
放課後児童課	1 放課後児童健全育成事業の企画及び推進に関する事項				
	(1) 放課後児童健全育成事業に関する総合調整	重要なもの	軽易なもの		
	2 開放学級に関する事項				
	(1) 開放学級の運営に関する事務処理		重要なもの	軽易なもの	
	(2) 施設の整備及び管理に関する事務処理		○		
(3) 開放学級の入級に関する事務処理		○			

	び検査				
	(略)				

(4) 保護者負担金に関する事務処理	重要なもの	軽易なもの		
3 民間学童クラブに関する事項				
(1) 民間学童クラブの運営状況等に関する報告の聴取及び検査	○			
(2) 民間学童クラブの実施、変更、廃止及び休止に係る届出に関する事務処理		○		
4 放課後子ども教室に関する事項				
(1) 放課後子ども教室の運営に関する事務処理		○		
(略)				

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第17号

水戸市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会文書取扱規程（昭和 62 年水戸市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 14 号を次のように改める。

(14) 削除

第 21 条第 2 項第 2 号中「決裁規程」の次に「第 2 条第 1 号」を加える。

第 31 条第 3 項第 2 号ア中「幼稚園」の次に「， 幼保連携型認定こども園」を加える。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号（第31条関係）

後納扱郵便発送依頼票

月 日 課 係(内線)担当 _____

郵便物の種類	特殊取扱の種類	量目別	支 払 区 分		課
			1 通 の 料 金	通 数	合 計 金 額
定 形			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
定 形 外			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
は が き			円		円
ゆうパック			円		円
			円		円
ゆうメール			円		円
			円		円
			円		円
			円		円
合 計					円

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) から(13)まで（略）</p> <p>(14) 決裁権者 決裁規程第2条第1号に規定する決裁権者をいう。</p> <p>(15) から(17)まで（略）</p> <p>（起案の要領）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 決裁規程に規定する決裁権者を明示すること。</p> <p>(3) から(5)まで（略）</p> <p>（文書の発送）</p> <p>第31条（略）</p> <p>3（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 使送によるもの</p> <p>ア 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園その他教育委員会が所管する施設宛てのものにあつては、教育企画課又は総合教育研究所備付けの文書区分箱に投かんするものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) から(13)まで（略）</p> <p>(14) 削除</p> <p>(15) から(17)まで（略）</p> <p>（起案の要領）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 決裁規程第2条第1号に規定する決裁権者を明示すること。</p> <p>(3) から(5)まで（略）</p> <p>（文書の発送）</p> <p>第31条（略）</p> <p>3（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 使送によるもの</p> <p>ア 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他教育委員会が所管する施設宛てのものにあつては、教育企画課又は総合教育研究所備付けの文書区分箱に投か</p>

水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第1条 水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則(昭和53年水戸市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 水戸市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員

第3条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水戸市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員

第4条第1項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 水戸市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員

(水戸市総合教育研究所条例施行規則の一部改正)

第2条 水戸市総合教育研究所条例施行規則(昭和53年水戸市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「又は幼稚園」を「、幼稚園又は幼保連携型認定こども園」に改める。

(水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正)

第3条 水戸市教育委員会職員の職名に関する規則(平成3年水戸市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「教頭」を

「副園長

教頭」に、

「教諭」を

「主幹保育教諭

教諭

保育教諭」に改める。

(水戸市教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 水戸市教育委員会公印規則(平成4年水戸市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

水戸市立幼稚園長職務代理者印

各幼稚園長

」を

水戸市立幼稚園長職務代理者印	各幼稚園長
水戸市立認定こども園長印	各認定こども園長
水戸市立認定こども園長職務代理者印	各認定こども園長

「学校以外」を「その他」に改める。

別表第2中

「水戸市立幼稚園長職務代理 学校以外の教育機関の長印者印



21mm 平方



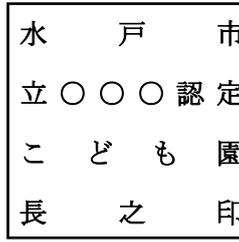
21mm 平方

」を

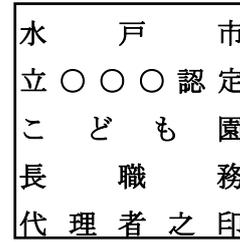
「水戸市立幼稚園長職務代理 水戸市立認定こども園長印 水戸市立認定こども園長職務代理者印



21mm 平方



21mm 平方



21mm 平方

その他の教育機関の長印



21mm 平方

」に

改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日提出

水戸市教育委員会教育長 志田晴美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）
<p>水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則 （勤務時間の割振り）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)から(6)まで（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(7) 水戸市少年自然の家に勤務する職員</p> <p>(8) 埋蔵文化財センターに勤務する職員</p> <p>(9) 水戸市立博物館に勤務する職員</p> <p>(10) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員</p> <p>(11) 放課後児童課に勤務する職員</p> <p>(12) 水戸市立中央図書館に勤務する職員</p> <p>(13) 水戸市総合教育研究所に勤務する職員</p> <p>（週休日）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2) 水戸市総合教育研究所に勤務する職員</p>	<p>水戸市教育委員会の職員で特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規則 （勤務時間の割振り）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)から(6)まで（略）</p> <p>(7) 水戸市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員</p> <p>(8) 水戸市少年自然の家に勤務する職員</p> <p>(9) 埋蔵文化財センターに勤務する職員</p> <p>(10) 水戸市立博物館に勤務する職員</p> <p>(11) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員</p> <p>(12) 放課後児童課に勤務する職員</p> <p>(13) 水戸市立中央図書館に勤務する職員</p> <p>(14) 水戸市総合教育研究所に勤務する職員</p> <p>（週休日）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 水戸市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員</p> <p>(3) 水戸市総合教育研究所に勤務する職員</p>

(休憩時間)

第4条 (略)

(1)から(5)まで (略)

(新設)

(6) 水戸市立博物館に勤務する職員

(7) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員

(8) 水戸市立中央図書館に勤務する職員

(9) 水戸市総合教育研究所に勤務する職員

2 (略)

(休憩時間)

第4条 (略)

(1)から(5)まで (略)

(6) 水戸市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員

(7) 水戸市立博物館に勤務する職員

(8) 水戸市内原郷土史義勇軍資料館に勤務する職員

(9) 水戸市立中央図書館に勤務する職員

(10) 水戸市総合教育研究所に勤務する職員

2 (略)

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）
<p>水戸市総合教育研究所条例施行規則 （使用許可の申請等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、小学校、中学校、義務教育学校又は幼稚園に勤務する職員が、個人研究を目的に図書資料室又は映像資料室を使用する場合は、身分を明らかにする書面を提示することにより使用できるものとする。</p>	<p>水戸市総合教育研究所条例施行規則 （使用許可の申請等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務する職員が、個人研究を目的に図書資料室又は映像資料室を使用する場合は、身分を明らかにする書面を提示することにより使用できるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>

新旧対照表

教育部教育企画課

現行					改正（案）						
水戸市教育委員会職員の職名に関する規則 別表第1（第3条関係）					水戸市教育委員会職員の職名に関する規則 別表第1（第3条関係）						
区分	職名				備考	区分	職名				備考
	事務職員	技術職員	指導主事	教育職員			事務職員	技術職員	指導主事	教育職員	
補職名	(略)	(略)	(略)	園長 教頭	事務局，部，課， 係等の名称を冠する。	補職名	(略)	(略)	(略)	園長 副園長 教頭	事務局，部，課， 係等の名称を冠する。
	(略)	(略)	(略)	主査 主幹 教諭			(略)	(略)	(略)	主査 主幹 主幹保育 教諭 教諭 保育教諭	
					付 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。						

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）																								
<p>水戸市教育委員会公印規則</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="241 496 1068 879"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水戸市立幼稚園長職務代理者印</td> <td>各幼稚園長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関（学校給食共同調理場、みと好文カレッジ、少年自然の家、博物館、内原郷土史義勇群資料館、中央図書館及び総合教育研究所）の長印</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>水戸市立幼稚園長職務代理者印 学校以外の教育機関の長印</p>	種類	保管者	(略)	(略)	水戸市立幼稚園長職務代理者印	各幼稚園長	(略)	(略)	学校以外の教育機関（学校給食共同調理場、みと好文カレッジ、少年自然の家、博物館、内原郷土史義勇群資料館、中央図書館及び総合教育研究所）の長印	(略)	<p>水戸市教育委員会公印規則</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1131 496 1957 975"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>保管者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水戸市立幼稚園長職務代理者印</td> <td>各幼稚園長</td> </tr> <tr> <td>水戸市立認定こども園長印</td> <td>各認定こども園長</td> </tr> <tr> <td>水戸市立認定こども園長職務代理者印</td> <td>各認定こども園長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の教育機関（学校給食共同調理場、みと好文カレッジ、少年自然の家、博物館、内原郷土史義勇群資料館、中央図書館及び総合教育研究所）の長印</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>水戸市立幼稚園長職務代理者印 水戸市立認定こども園長印 水戸市立認定こども園長職務代理者印</p>	種類	保管者	(略)	(略)	水戸市立幼稚園長職務代理者印	各幼稚園長	水戸市立認定こども園長印	各認定こども園長	水戸市立認定こども園長職務代理者印	各認定こども園長	(略)	(略)	その他の教育機関（学校給食共同調理場、みと好文カレッジ、少年自然の家、博物館、内原郷土史義勇群資料館、中央図書館及び総合教育研究所）の長印	(略)
種類	保管者																								
(略)	(略)																								
水戸市立幼稚園長職務代理者印	各幼稚園長																								
(略)	(略)																								
学校以外の教育機関（学校給食共同調理場、みと好文カレッジ、少年自然の家、博物館、内原郷土史義勇群資料館、中央図書館及び総合教育研究所）の長印	(略)																								
種類	保管者																								
(略)	(略)																								
水戸市立幼稚園長職務代理者印	各幼稚園長																								
水戸市立認定こども園長印	各認定こども園長																								
水戸市立認定こども園長職務代理者印	各認定こども園長																								
(略)	(略)																								
その他の教育機関（学校給食共同調理場、みと好文カレッジ、少年自然の家、博物館、内原郷土史義勇群資料館、中央図書館及び総合教育研究所）の長印	(略)																								

茨 城 県
水 戸 市
立 ○ ○ ○
幼 稚 園 長 職 務
代 理 者 之 印
21mm 平方

水 戸 市
(教育機関)
長 之 印
21mm 平方

茨 城 県
水 戸 市
立 ○ ○ ○
幼 稚 園 長 職 務
代 理 者 之 印
21mm 平方

水 戸 市
立 ○ ○ ○ 認 定
こ じ ゃ ゃ 園
長 職 務
代 理 者 之 印
21mm 平行

水 戸 市
立 ○ ○ ○ 認 定
こ じ ゃ ゃ 園
長 職 務
代 理 者 之 印
21mm 平行

その 他 の 教 育 機 関 の 長 印

水 戸 市
(教育機関)
長 之 印
21mm 平方

付 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市立幼保連携型認定こども園条例(令和元年水戸市条例第44号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (4) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(開園時間等)

第3条 幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の開園時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後7時まで
 - (2) 土曜日 午前7時30分から午後1時まで
- 2 認定こども園において教育(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第8項に規定する教育をいう。以下同じ。)及び保育(同条第9項に規定する保育をいう。以下同じ。)を行う時間は、前項に定める開園時間の範囲のうち、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
- (1) 1号認定子ども 午前9時から午後1時30分まで
 - (2) 教育・保育給付認定保護者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第1号に規定する短時間認定保護者に該当する場合の2号認定子ども及び3号認定子ども 午前8時30分から午後4時30分まで
 - (3) 2号認定子ども及び3号認定子ども(前号に掲げる者を除く。) 午前7時30分から午後6時30分まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、水戸市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、

必要があると認めるときは、開園時間並びに教育及び保育を行う時間を変更することができる。

(休園日等)

第4条 認定こども園の休園日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の休園日のほか、次の各号に掲げる日は、1号認定子どもに対する教育及び保育を行わない日とする。

(1) 土曜日

(2) 水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）第3条第1項第5号から第9号までに掲げる日

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、休園日並びに1号認定子どもに対する教育及び保育を行わない日を変更し、又は臨時にこれらの日を設定することができる。

(職員)

第5条 認定こども園に、園長及び保育教諭を置く。

2 認定こども園に、必要に応じて、副園長及び主幹保育教諭その他必要な職員を置く。

(事業)

第6条 条例第3条第1号に規定する規則で定める事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児又は乳児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(2) 幼児又は乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市立幼保連携型認定こども園条例施行規則 参照条文

水戸市立幼保連携型認定こども園条例（令和元年水戸市条例第 44 号）（抜粋）

（設置）

第 1 条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第 2 条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。

名称	位置	定員
水戸市立常澄認定こども園	水戸市大串町 789 番地の 2	130 人
水戸市立内原認定こども園	水戸市内原町 720 番地の 1	170 人

（事業）

第 3 条 認定こども園は、法第 2 条第 7 項に規定する目的の実現のため、法第 9 条に規定する目標の達成に向けた教育及び保育を行うほか、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 法第 2 条第 12 項に規定する子育て支援事業のうち、規則で定める事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（入園の承諾）

第 4 条 認定こども園に小学校就学前の子どもを入園させようとする保護者は、当該子ども入園について市長の承諾を受けなければならない。

（入園の承諾の取消し）

第 5 条 市長は、前項の規定による承諾に係る子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消すことができる。

- (1) 法第 11 条に定める入園資格に当該子どもが該当しなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認定こども園の管理上必要があると認めるとき。

（委任）

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の認定こども園への入園の承諾その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

（水戸市立保育所設置条例の一部改正）

3 水戸市立保育所設置条例（昭和 28 年水戸市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市立常澄保育所の項及び水戸市立内原保育所の項を削る。

（水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部改正）

4 水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和 39 年水戸市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 水戸市立稲荷第一幼稚園の項及び水戸市立内原幼稚園の項を削る。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 3 年水戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「幼稚園」の次に「又は幼保連携型認定こども園」を加える。

（水戸市総合教育研究所条例の一部改正）

6 水戸市総合教育研究所条例（平成 4 年水戸市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「及び幼稚園」を「，幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

（水戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

7 水戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年水戸市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び幼稚園」を「，幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

（支給要件）

第 19 条 子どものための教育・保育給付は，次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し，その小学校就学前子どもの第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育，第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育，同項第 3 号に規定する特別利用教育，第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

(1) 満 3 歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

(2) 満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって，保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(3) 満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって，前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は，前項第 2 号の内閣府令を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，厚生労働大臣に協議しなければならない。

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（抜粋）

（教育及び保育の目標）

第 9 条 幼保連携型認定こども園においては，第 2 条第 7 項に規定する目的を実現するため，子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。次条第 2 項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ，次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- (1) 健康，安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い，身体諸機能の調和的発達を図ること。
- (2) 集団生活を通じて，喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め，自主，自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- (3) 身近な社会生活，生命及び自然に対する興味を養い，それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- (4) 日常の会話や，絵本，童話等に親しむことを通じて，言葉の使い方を正しく導くとともに，相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- (5) 音楽，身体による表現，造形等に親しむことを通じて，豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- (6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて，心身の健康の確保及び増進を図ること。

（教育及び保育の内容）

第 10 条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は，第 2 条第 7 項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い，主務大臣が定める。

- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては，幼稚園教育要領及び児童福祉法第 45 条第 2 項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第 3 号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第 1 条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（学校教育法第 1 条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3（略）

（入園資格）

第 11 条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は，満 3 歳以上の子ども及び満 3 歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（職員）

第 14 条 幼保連携型認定こども園には，園長及び保育教諭を置かなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園には，前項に規定するもののほか，副園長，教頭，主幹保育教諭，指導保育教諭，主幹養護教諭，養護教諭，主幹栄養教諭，栄養教諭，事務職員，

養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

- 3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- 5 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、並びに必要なに応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。
- 7 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。
- 8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあつては、園長及び副園長又は教頭。第11項及び第13項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- 9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
- 11 主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満3歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。
- 12 養護教諭は、園児の養護をつかさどる。
- 13 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 14 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 15 事務職員は、事務をつかさどる。
- 16 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。
- 17 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。
- 18 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 19 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

**就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号) (抜粋)**

(法第 2 条第 12 項の主務省令で定める事業)

第 2 条 法第 2 条第 12 項の主務省令で定める事業は，次に掲げる事業とする。

- (1) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により，当該子どもの養育に関する各般の問題につき，その保護者からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- (2) 地域の家庭において，当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき，その保護者からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- (3) 保護者の疾病その他の理由により，家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき，認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- (4) 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- (5) 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準 (平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号) (抜粋)

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第 9 条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は，次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は，特別の事情のある場合を除き，39 週を下ってはならないこと。
 - (2) 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は，4 時間とし，園児の心身の発達程度，季節等に適切に配慮すること。
 - (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満 3 歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については，教育時間を含む。）は，1 日につき 8 時間を原則とすること。
- 2 前項第 3 号の時間については，その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して，園長がこれを定めるものとする。

水戸市立学校管理規則 (昭和 55 年水戸市教育委員会規則第 13 号) (抜粋)

(休業日)

第 3 条 学校の休業日は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

- (2) 日曜日及び土曜日
- (3)及び(4) 削除
- (5) 県民の日を定める条例（昭和 43 年茨城県条例第 3 号）に規定する県民の日
- (6) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日まで（ただし、第 1 学年は入学式の前日まで）
- (7) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 26 日まで
- (8) 冬季休業日 12 月 24 日から翌年 1 月 7 日まで
- (9) 学年末休業日 3 月 25 日から 3 月 31 日まで（ただし、卒業学年は卒業式の翌日から 3 月 31 日まで）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育長の承認を得た日

教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長及び幼稚園の園長に委任する規程及び水戸市立学校財務規程の一部を改正する規程

(教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長及び幼稚園の園長に委任する規程の一部改正)

第1条 教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長及び幼稚園の園長に委任する規程(昭和32年水戸市教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び幼稚園」を「並びに幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第1条中「幼稚園」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

(水戸市立学校財務規程の一部改正)

第2条 水戸市立学校財務規程(平成12年水戸市教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第7条第4項中「幼稚園」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

様式第4号、様式第5号及び様式第10号中「幼稚園」を「園」に改める。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部幼児教育課

現行	改正（案）
<p>教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長及び幼稚園の園長に委任する規程 （趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を小学校及び中学校、中学校及び義務教育学校の校長（以下「校長」という。）並びに幼稚園の園長（以下「園長」という。）に委任することについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>教育長の権限に属する事務の一部を水戸市立学校の校長並びに幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長に委任する規程 （趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を小学校及び中学校、中学校及び義務教育学校の校長（以下「校長」という。）並びに幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長（以下「園長」という。）に委任することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>付 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>

新旧対照表

教育部幼児教育課

現行	改正（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）の財務並びに施設及び設備の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（物品の管理）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 校長等は、物品の寄附の申込みがあったとき、及び第1項各号に掲げる物品又は図書（幼稚園の図書を除く。）の廃棄処分を行うときは、寄附採納・廃棄処分願（物品・図書用）（様式第10号）を学校施設課長又は幼児教育課長に提出するものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、水戸市立小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）の財務並びに施設及び設備の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（物品の管理）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 校長等は、物品の寄附の申込みがあったとき、及び第1項各号に掲げる物品又は図書（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の図書を除く。）の廃棄処分を行うときは、寄附採納・廃棄処分願（物品・図書用）（様式第10号）を学校施設課長又は幼児教育課長に提出するものとする。</p>

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

学校等施設設備使用許可申請書

水戸市立 学校（幼稚園）長 様

申請者 住所（又は所在地）

氏名（又は名称及び代表者名）

使用責任者

連絡先（電話番号）

水戸市立 学校（幼稚園）の施設及び設備を使用したいので、次のとおり申請いたします。

1 目 的

2 日 時 年 月 日（ 曜日） 時 分から
年 月 日（ 曜日） 時 分まで

3 使用予定人数 人

4 使用する施設 運動場 体育館 格技場 遊戯室
教室（ 室）

5 使用する設備

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

学校等施設設備使用許可申請書

水戸市立 学校（園）長 様

申請者 住所（又は所在地）

氏名（又は名称及び代表者名）

使用責任者

連絡先（電話番号）

水戸市立 学校（園）の施設及び設備を使用したいので、次のとおり申請いたします。

1 目 的

2 日 時 年 月 日（ 曜日） 時 分から
年 月 日（ 曜日） 時 分まで

3 使用予定人数 人

4 使用する施設 運動場 体育館 格技場 遊戯室
教室（ 室）

5 使用する設備

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市立 学校（幼稚園）長 印

学校等施設設備使用許可書

水戸市立 学校（幼稚園）の施設及び設備の使用について、次のとおり許可します。

1 目的

2 日時 年 月 日（曜日） 時 分から
年 月 日（曜日） 時 分まで

3 使用予定人数 人

4 使用する施設 運動場 体育館 格技場 遊戯室
教室（ 室）

5 使用する設備

許可条件

- 1 社会教育その他公共のための利用であること。
- 2 使用に当たっては、職員の指示に従うこと。
- 3 使用中に発生した事故については、使用者において一切の責任をもつこと。
- 4 施設及び設備を破損又は損失した場合は、使用者において一切の責任をもって原状に復し、学校に迷惑をかけること。
- 5 使用後は、清掃、整理及び原状復帰を必ず行うこと。
- 6 学校（幼稚園）の教育上支障がある場合は、許可を取り消すことがあるので、その場合は係員の指示に従い、速やかに使用を中止すること。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市立 学校（園）長 印

学校等施設設備使用許可書

水戸市立 学校（園）の施設及び設備の使用について、次のとおり許可します。

1 目的

2 日時 年 月 日（曜日） 時 分から
年 月 日（曜日） 時 分まで

3 使用予定人数 人

4 使用する施設 運動場 体育館 格技場 遊戯室
教室（ 室）

5 使用する設備

許可条件

- 1 社会教育その他公共のための利用であること。
- 2 使用に当たっては、職員の指示に従うこと。
- 3 使用中に発生した事故については、使用者において一切の責任をもつこと。
- 4 施設及び設備を破損又は損失した場合は、使用者において一切の責任をもって原状に復し、学校に迷惑をかけること。
- 5 使用後は、清掃、整理及び原状復帰を必ず行うこと。
- 6 学校（園）の教育上支障がある場合は、許可を取り消すことがあるので、その場合は係員の指示に従い、速やかに使用を中止すること。

様式第10号 (第7条関係)

寄附採納・廃棄処分類 (物品・図書用)

種 別	品 目	数 量	単 価	金 額	備 考	
事 由						
年 月 日						
上記物品の採納・処分願います。						
学校 (園) 長名 印						
学 校 幼稚園	年 月 日 登 記	学 校 幼稚園	校(園)長	数 頭	係	物品取扱員
教 育 委員会	年 月 日 登 記	教 育 委員会	課 長	係 長	係	

- 注1 本書は2部複写とし、学校(幼稚園)において作成し、及び押印して教育委員会へ提出すること。
 2 承認後、(甲)は学校施設課(幼児教育課)で、(乙)は学校(幼稚園)で保存すること。
 3 備考欄には、購入年月、国庫補助関係、メーカー等を表示すること。
 4 事由欄には、寄附者名、年月日、使用の目的、処分の理由等を表示すること。

様式第10号 (第7条関係)

寄附採納・廃棄処分類 (物品・図書用)

種 別	品 目	数 量	単 価	金 額	備 考	
事 由						
年 月 日						
上記物品の採納・処分願います。						
学校 (園) 長名 印						
学 校 園	年 月 日 登 記	学 校 園	校(園)長	数 頭	係	物品取扱員
教 育 委員会	年 月 日 登 記	教 育 委員会	課 長	係 長	係	

- 注1 本書は2部複写とし、学校(園)において作成し、及び押印して教育委員会へ提出すること。
 2 承認後、(甲)は学校施設課(幼児教育課)で、(乙)は学校(園)で保存すること。
 3 備考欄には、購入年月、国庫補助関係、メーカー等を表示すること。
 4 事由欄には、寄附者名、年月日、使用の目的、処分の理由等を表示すること。

付 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

議案第21号

水戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水戸市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年水戸市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び幼稚園」を「，幼稚園及び幼保連携型認定こども園」に改める。

様式第1号中「幼稚園長」を「園長」に改める。

様式第3号中「※10」を「10」に，「※11」を「11」に，「※12 訪問看護業者等」を「12 訪問看護事業者」に，「※12 訪問看護事業者の」を「12 訪問看護事業者の」に，「治ゆ」を「治癒」に，「処方せん」を「処方箋」に改める。

様式第7号中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に，「治ゆの」を「治癒の」に改める。

様式第16号及び様式第17号中「日付」を「日付け」に改める。

様式第24号中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に改める。

様式第26号中「ごろ」を「頃」に，「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に改める。

付 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部幼児教育課

現行	改正（案）
<p>（災害発生の報告）</p> <p>第2条 水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園の長（以下「校長等」という。）について，公務上のものであると認められる災害が発生したときは，速やかに公務災害発生報告書（様式第1号）により水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。</p>	<p>（災害発生の報告）</p> <p>第2条 水戸市立小学校，中学校，義務教育学校，幼稚園及び幼保連携型認定こども園の長（以下「校長等」という。）について，公務上のものであると認められる災害が発生したときは，速やかに公務災害発生報告書（様式第1号）により水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。</p>

様式第1号（第2条関係）

公務災害発生報告書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

水戸市立 学校長
幼稚園長

下記のとおり公務上のものであると認められる災害が発生したので報告します。

1 被災した学校医等に関する事項	氏名	ふりがな	生年月日 (年齢)	年 月 日 (生 歳)
	所属学校		職 名	
	災害発生日 時	年 月 日(曜日) 時 分頃	災害発生場 所	
	傷 病 名		傷病の部位 及びその程 度	
	傷病の経過	<input type="checkbox"/> 療養中 <input type="checkbox"/> 死亡 (月 日 時頃)	休業日数見 込	約 日
	公務による 受傷病歴		健康状態	平常 当日
	私 傷 病 歴	/		
2 補償を受け るべき者に関 する事項	住 所			
	氏 名			
	被災した学校医等 との続柄又は関係			

様式第1号（第2条関係）

公務災害発生報告書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

水戸市立 学校長
園長

下記のとおり公務上のものであると認められる災害が発生したので報告します。

1 被災した学校医等に関する事項	氏名	ふりがな	生年月日 (年齢)	年 月 日 (生 歳)
	所属学校		職 名	
	災害発生日 時	年 月 日(曜日) 時 分頃	災害発生場 所	
	傷 病 名		傷病の部位 及びその程 度	
	傷病の経過	<input type="checkbox"/> 療養中 <input type="checkbox"/> 死亡 (月 日 時頃)	休業日数見 込	約 日
	公務による 受傷病歴		健康状態	平常 当日
	私 傷 病 歴	/		
2 補償を受け るべき者に関 する事項	住 所			
	氏 名			
	被災した学校医等 との続柄又は関係			

様式第3号（第4条関係）

療養補償請求書

		認定番号	
		請求回数	第 回（月分）
水戸市教育委員会 様		請求年月日 年 月 日	
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所 請求者の氏名 印	
1 受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を に委任します。 委任者 印	左記の委任に基づき、この請求書による療養 補償の費用の支払を請求します。 医療機関等名称 代表者氏名 印	
2 被災した 学校区等に 関する事項	氏名	職名	
	所属学校	負担又は発病年月日 年 月 日	
3 診察費	内訳は「※10 診察費請求明細」欄記載のとおり	円	
4 調剤費	内訳は「※11 調剤費請求明細」欄記載のとおり	円	
5 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「※12 訪問看護業者等の証明」欄記載のとおり	円	
	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 付添場 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日から 日間 年 月 日まで	円
6 移送費	<input type="checkbox"/> 交通費	から まで km 回 (<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復)	円
	<input type="checkbox"/> その他の移送費		
7 上記以外の療養費		円	
8 療養補償請求金額		円	
9 送金先	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 受理 年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決定 年 月 日
	振込口座 名義	口座番号	※ 決定金額 円
			※ 支払 年 月 日

- 注1 請求者は※印の欄には記入しないこと。該当する□にはし印を記入すること。
- 2 「1 受領委任」の欄は、診察に当たった医師、医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、費用の領収書又はこれに代わる証明書若しくは明細書を添付すること。
- 4 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診察費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 5 「※10 診察費請求明細」又は「※11 調剤費請求明細」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師又は薬剤師の証明書を添付してもよいこと。
- 6 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。

様式第3号（第4条関係）

療養補償請求書

		認定番号	
		請求回数	第 回（月分）
水戸市教育委員会 様		請求年月日 年 月 日	
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所 請求者の氏名 印	
1 受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を に委任します。 委任者 印	左記の委任に基づき、この請求書による療養 補償の費用の支払を請求します。 医療機関等名称 代表者氏名 印	
2 被災した 学校区等に 関する事項	氏名	職名	
	所属学校	負担又は発病年月日 年 月 日	
3 診察費	内訳は「10 診察費請求明細」欄記載のとおり	円	
4 調剤費	内訳は「11 調剤費請求明細」欄記載のとおり	円	
5 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「12 訪問看護業者等の証明」欄記載のとおり	円	
	<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 付添場 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日から 日間 年 月 日まで	円
6 移送費	<input type="checkbox"/> 交通費	から まで km 回 (<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復)	円
	<input type="checkbox"/> その他の移送費		
7 上記以外の療養費		円	
8 療養補償請求金額		円	
9 送金先	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 受理 年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 決定 年 月 日
	振込口座 名義	口座番号	※ 決定金額 円
			※ 支払 年 月 日

- 注1 請求者は※印の欄には記入しないこと。該当する□にはし印を記入すること。
- 2 「1 受領委任」の欄は、診察に当たった医師、医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、費用の領収書又はこれに代わる証明書若しくは明細書を添付すること。
- 4 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診察費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 5 「10 診察費請求明細」又は「11 調剤費請求明細」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師又は薬剤師の証明書を添付してもよいこと。
- 6 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。

10 診療実績請求明細		氏名	
種別	アイウ	診療期間 年 月 日 年 月 日	診療期間 年 月 日から 年 月 日まで
初診	時間外・休日・夜間	回	点
	再診	回	点
	内科再診	回	点
	時間外 休日・夜間	回	点
指導		回	点
往診	普通	回	点
	夜間	回	点
	夜間・急患前夜・冠婚	回	点
内服	薬剤	単位	
	調・処	回	
	電服	単位	
外用	薬剤	単位	
	調・処	回	
	調・処	単位	
注射料	皮下筋内	回	
	静脈内	回	
	その他	回	
処置料	(処置名・回数等)	回	
	薬剤	回	
手術・検査料	(手術名・回数等)	回	
	薬剤	回	
検査料	(検査名・回数等)	回	
	薬剤	回	
レントゲン料	(使用フィルム・回数等)	回	
	その他	回	
入院料	入院年月日	年 月 日	
	看護	看護1	入院時基本診療料 (薬剤・看護料・給食料) 点
		看護2	食費 × 日間
	食事	看護1	食費 × 日間
		看護2	食費 × 日間
	診療料	看護1	入院時基本診療料
		看護2	2週間以内 × 日間
		看護3	2週間超～1月以内 × 日間
		看護4	1月超～3月以内 × 日間
	その他	3月超 × 日間	
診療報酬表により計算できるもの		合計点数 × 1点単価	円
診療報酬表により計算できないもの		診断書料・入院室料差額等	円
診療実績合計額			円
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、診療に当たった医療機関に保険請求の費用の負担を委任する場合は不要です。)			
年 月 日		所在地 診療機関名称 医師の氏名	印

10 診療実績請求明細		氏名	
種別	アイウ	診療期間 年 月 日 年 月 日	診療期間 年 月 日から 年 月 日まで
初診	時間外・休日・夜間	回	点
	再診	回	点
	内科再診	回	点
	時間外 休日・夜間	回	点
指導		回	点
往診	普通	回	点
	夜間	回	点
	夜間・急患前夜・冠婚	回	点
内服	薬剤	単位	
	調・処	回	
	電服	単位	
外用	薬剤	単位	
	調・処	回	
	調・処	単位	
注射料	皮下筋内	回	
	静脈内	回	
	その他	回	
処置料	(処置名・回数等)	回	
	薬剤	回	
手術・検査料	(手術名・回数等)	回	
	薬剤	回	
検査料	(検査名・回数等)	回	
	薬剤	回	
レントゲン料	(使用フィルム・回数等)	回	
	その他	回	
入院料	入院年月日	年 月 日	
	看護	看護1	入院時基本診療料 (薬剤・看護料・給食料) 点
		看護2	食費 × 日間
	食事	看護1	食費 × 日間
		看護2	食費 × 日間
	診療料	看護1	入院時基本診療料
		看護2	2週間以内 × 日間
		看護3	2週間超～1月以内 × 日間
		看護4	1月超～3月以内 × 日間
	その他	3月超 × 日間	
診療報酬表により計算できるもの		合計点数 × 1点単価	円
診療報酬表により計算できないもの		診断書料・入院室料差額等	円
診療実績合計額			円
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、診療に当たった医療機関に保険請求の費用の負担を委任する場合は不要です。)			
年 月 日		所在地 診療機関名称 医師の氏名	印

※II 調剤受給求明細		氏名					
処方せんを交付した診療機関		所在地 名称 医師の氏名					
調剤期間	年 月 日から 年 月 日まで						日間 調剤実日数
調剤受の内訳							金額 (円)
処方月日	調剤月日	剤型	処方	調剤数量	薬剤価格	調剤手数料	金額 (円)
月 日	月 日				円	円	
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
調剤受の合計							円
処方せんの枚数							枚
<p>上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、調剤に当たった薬剤師に業務補償の受用の受領を委任する場合は不要です。)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">薬局 所在地 名称 薬剤師の氏名 印</p>							

II 調剤受給求明細		氏名					
処方箋を交付した診療機関		所在地 名称 医師の氏名					
調剤期間	年 月 日から 年 月 日まで						日間 調剤実日数
調剤受の内訳							金額 (円)
処方月日	調剤月日	剤型	処方	調剤数量	薬剤価格	調剤手数料	金額 (円)
月 日	月 日				円	円	
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
調剤受の合計							円
処方箋の枚数							枚
<p>上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、調剤に当たった薬剤師に業務補償の受用の受領を委任する場合は不要です。)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">薬局 所在地 名称 薬剤師の氏名 印</p>							

※12 訪問看護事業者の証明		患者氏名	
傷病名		訪問看護期間	
傷病の経過		年 月 日から 年 月 日まで 訪問看護の回数 回	
基本療養費	保健師・看護師・理学療法士・作業療法士 円 × 回 = 円	指示年月日	年 月 日
		主治医への直近報告年月日	年 月 日
	訪問日		
	1 2 3 4 5 6 7		
	8 9 10 11 12 13 14		
准看護師 円 × 回 = 円	15 16 17 18 19 20 21		
	22 23 24 25 26 27 28		
29 30 31			
管理療養費	初回 円 2回目以降 円		
情報提供療養費	円	提供した情報の概要 情報提供先の市町村名	
ターミナルケア療養費	死亡年月日 年 月 日	備考	
合計	円		
訪問看護の指示を受けた医療機関名称及び主治医の氏名 医療機関名称 主治医の氏名			
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、訪問看護に当たった訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)			
年 月 日		所在地 訪問看護事業者 名称 代表者氏名	印

12 訪問看護事業者の証明		患者氏名	
傷病名		訪問看護期間	
傷病の経過		年 月 日から 年 月 日まで 訪問看護の回数 回	
基本療養費	保健師・看護師・理学療法士・作業療法士 円 × 回 = 円	指示年月日	年 月 日
		主治医への直近報告年月日	年 月 日
	訪問日		
	1 2 3 4 5 6 7		
	8 9 10 11 12 13 14		
准看護師 円 × 回 = 円	15 16 17 18 19 20 21		
	22 23 24 25 26 27 28		
29 30 31			
管理療養費	初回 円 2回目以降 円		
情報提供療養費	円	提供した情報の概要 情報提供先の市町村名	
ターミナルケア療養費	死亡年月日 年 月 日	備考	
合計	円		
訪問看護の指示を受けた医療機関名称及び主治医の氏名 医療機関名称 主治医の氏名			
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、訪問看護に当たった訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)			
年 月 日		所在地 訪問看護事業者 名称 代表者氏名	印

様式第7号（第4条関係）

障害補償年金請求書
一時金

		認定番号	
水戸市教育委員会 様		請求年月日	年 月 日
下記のとおり障害補償年金・一時金を請求します。		請求者の住所	
		請求者の氏名	印
1 被災した学校区等に関する事項	所属学校		
	氏名及び生年月日	年 月 日生	
	職名		
	傷癒又は発病年月日	年 月 日	
	治癒年月日	年 月 日	
2 障害の部位及びその程度			
3 既存障害とその程度			
4 障害等級	第 級 号		
5 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		
6 障害補償年金・一時金請求金額の計算	他の法律による給付を受けている場合	(補償基礎額) × (倍率) = (調整率) 円	
	上記以外の場合	(補償基礎額) × (倍率) = 円	
7 添付する書類その他の資料名			

8 送金先	振込先金融機関名	銀行	※ 受理	年 月 日
		支店	※ 決定	年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 支払 (一時金の場合)	年 月 日
	振込 口座	口座番号	※ 等級	第 級 号
		名 義	※ 年金証書の番号	第 号
			※ 支給開始年月	年 月
			※ 決定金額	<input type="checkbox"/> 年金 円 <input type="checkbox"/> 一時金 円

- 注1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□に印を記入すること。
- 2 「7 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 「9 厚生年金保険法等の適用」の欄は、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が厚生年金保険法等の適用を受ける者であるときは、「 の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
 なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金又は一時金と同一の事由によって厚生年金保険法等の給付を受けている場合には、その種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号、番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、医療写真その他の書類及び資料を添付すること。

様式第7号（第4条関係）

障害補償年金請求書
一時金

		認定番号	
水戸市教育委員会 様		請求年月日	年 月 日
下記のとおり障害補償年金・一時金を請求します。		請求者の住所	
		請求者の氏名	印
1 被災した学校区等に関する事項	所属学校		
	氏名及び生年月日	年 月 日生	
	職名		
	傷癒又は発病年月日	年 月 日	
	治癒年月日	年 月 日	
2 障害の部位及びその程度			
3 既存障害とその程度			
4 障害等級	第 級 号		
5 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用	<input type="checkbox"/> の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではない。		
6 障害補償年金・一時金請求金額の計算	他の法律による給付を受けている場合	(補償基礎額) × (倍率) = (調整率) 円	
	上記以外の場合	(補償基礎額) × (倍率) = 円	
7 添付する書類その他の資料名			

8 送金先	振込先金融機関名	銀行	※ 受理	年 月 日
		支店	※ 決定	年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	※ 支払 (一時金の場合)	年 月 日
	振込 口座	口座番号	※ 等級	第 級 号
		名 義	※ 年金証書の番号	第 号
			※ 支給開始年月	年 月
			※ 決定金額	<input type="checkbox"/> 年金 円 <input type="checkbox"/> 一時金 円

- 注1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□に印を記入すること。
- 2 「7 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 「9 厚生年金保険法等の適用」の欄は、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が厚生年金保険法等の適用を受ける者であるときは、「 の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
 なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金又は一時金と同一の事由によって厚生年金保険法等の給付を受けている場合には、その種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号、番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、医療写真その他の書類及び資料を添付すること。

様式第16号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

災害補償支給通知書（年金たる補償）

年 月 日付をもって請求のあった については、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

支 給 不 支 給

1 受給権者氏名
（年金証書の番号）

2 支給年金額 円
（1）補償基礎額 円
（2）等 級 第 級
（3）受給権者以外の
遺族補償年金額の
算定の基礎となる
遺族の氏名

- 注1 この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に水戸市公平委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

災害補償支給通知書（年金たる補償）

年 月 日付けをもって請求のあった については、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

支 給 不 支 給

1 受給権者氏名
（年金証書の番号）

2 支給年金額 円
（1）補償基礎額 円
（2）等 級 第 級
（3）受給権者以外の
遺族補償年金額の
算定の基礎となる
遺族の氏名

- 注1 この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に水戸市公平委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

災害補償支給通知書（年金たる補償以外の補償）

年 月 日付をもって請求のあった については、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

支 給 不 支 給

- 1 受給権者氏名
- 2 補償請求金額 円
- 3 補償支給決定額 円
（査定概要）
- 4 支払方法
- 5 支払（振込）予定日

注1 この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に水戸市公平委員会に対して審査請求をすることができます。

注2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

災害補償支給通知書（年金たる補償以外の補償）

年 月 日付けをもって請求のあった については、審査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

支 給 不 支 給

- 1 受給権者氏名
- 2 補償請求金額 円
- 3 補償支給決定額 円
（査定概要）
- 4 支払方法
- 5 支払（振込）予定日

注1 この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に水戸市公平委員会に対して審査請求をすることができます。

注2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市教育委員会となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第24号（第12条関係）

障害（傷病）の現状報告書

水戸市教育委員会 様		（ア） 障害又は傷病の種類		医 師 の 証 明
下記のとおりに障害・傷病の状況を報告します。 年 月 日		報告者の住所 報告者の氏名		
1 年金証書の番号	第 号	（イ） 障害の現状又は傷病の経過（傷病の現状） ※最近一年間について記入すること		
2 治療年月日	年 月 日	（ウ） 今後の見込み		
3 等級	第 級 号	4 障害・傷病の状況		明
5 日常生活の概要		5 日常生活の概要		
6 厚生年金保険等の受給関係	当該障害・傷病に関して支給されている年金の名称	支給されている年金の額 円	支給されることとなった年月 年 月	（報告者の氏名） については、上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所在地 病院又は診療所 名称 医師氏名 印
	年金証書の記号番号	所轄社会保険事務所等		
7 添付する書類その他資料名				

注 この報告書は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が提出すること。

様式第24号（第12条関係）

障害（傷病）の現状報告書

水戸市教育委員会 様		（ア） 障害又は傷病の種類		医 師 の 証 明
下記のとおりに障害・傷病の状況を報告します。 年 月 日		報告者の住所 報告者の氏名		
1 年金証書の番号	第 号	（イ） 障害の現状又は傷病の経過（傷病の現状） ※最近一年間について記入すること		
2 治療年月日	年 月 日	（ウ） 今後の見込み		
3 等級	第 級 号	4 障害・傷病の状況		明
5 日常生活の概要		5 日常生活の概要		
6 厚生年金保険等の受給関係	当該障害・傷病に関して支給されている年金の名称	支給されている年金の額 円	支給されることとなった年月 年 月	（報告者の氏名） については、上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所在地 病院又は診療所 名称 医師氏名 印
	年金証書の記号番号	所轄社会保険事務所等		
7 添付する書類その他資料名				

注 この報告書は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が提出すること。

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和2年3月31日現在

区 分	日 時	場 所	備 考
令和2年度始め教職員辞令交付式	令和2年4月1日（水） 午後1時30分から	総合教育研究所 視聴覚ホール	
第4回教育委員会定例会	令和2年4月9日（木） 午後6時から	市役所本庁舎 3階 教育委員会室	日時が変更になりました。
第5回教育委員会定例会	令和2年4月30日（木） 午後6時から	水戸市役所 3階 教育委員会室	
第6回教育委員会定例会	令和2年5月26日（火） 午後5時から	水戸市役所 3階 教育委員会室	
令和2年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（群馬大会）	令和2年5月28日（木） 午後0時45分から	群馬県太田市 太田市民会館	
令和2年度茨城県市町村教育委員会連合会総会及び講演会	令和2年5月29日（金） 午後1時30分から	常陸太田市生涯学習センター ふれあいホール	

※ゴシック体は、追加日程です。

※令和2年4月10日（金）開催予定の「校長会・教頭会合同歓送迎会」は延期になりました。

※令和2年4月30日（木）開催予定の「むつみ会歓送迎会」は延期になりました。